

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 2 0 日

各県トラック協会 会長 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長
国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

運行管理者選任の徹底について

今年度、中部管内において運送事業者が車両台数に伴う運行管理者の必要選任数を理解していなかったこと、運行管理者の突然の退職で代替りの運行管理者を確保できなかったこと等を理由に運行管理者が全く不在で、適切な運行管理業務を行わず事業を行っていた事案が複数発覚いたしました。これらは運送事業の最優先事項である輸送の安全確保の根幹を揺るがすものです。

貴協会におかれましては、今後同様の事案が発生することのないよう、下記について各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 事業者は運行管理者の選任が必要な営業所であるか別紙のとおり確認し、確実に必要人数以上を選任させ業務を行わせること。
2. 事業者は運行管理者を選任・解任した時は、遅滞なく管轄支局へ届出すること。

○旅客自動車運送事業運輸規則 第47条の9（抜粋）
一般乗合旅客自動車運送事業

運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
乗車定員11人以上の事業用自動車の運行を管理する営業所及び乗車定員10人以下の事業用自動車5両以上の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数

① 一般貸切旅客自動車運送事業

運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
事業用自動車19両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	2。ただし、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が4両以下であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、1。
事業用自動車20両以上99両以下の運行を管理する営業所		当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を20で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数
事業用自動車100両以上の運行を管理する営業所		当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数から100を引いた数を30で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に6を加算して得た数

③ 一般乗用旅客自動車運送事業

運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
事業用自動車5両以上の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数

○貨物自動車運送事業輸送安全規則 第18条

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）（抜粋）

一般貨物自動車運送事業

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで	1人
30両～59両	2人
60両～89両	3人
90両～119両	4人
120両～149両	5人
150両～179両	6人
180両～209両	7人
210両～239両	8人